

第 5 号 議 案

平成30年5月18日
任 用 給 与 課

勤勉手当の成績率に関する運用要綱の一部改正について

警視総監より申請のあった標記の件について、申請のとおり承認する。

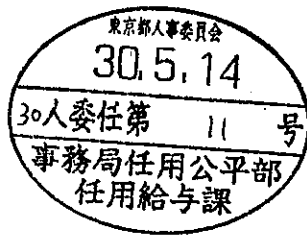
勤勉手当の成績率に関する運用要綱の一部改正について（警視庁）

平成29年の人事委員会勧告に伴う条例・規則の改正及び警視庁における人事評価制度の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容				
理事官職の成績率 別表第1	【支給割合の改正に伴う規定整備】 ○ 平成30年6月以降に支給する勤勉手当 ・勤勉月数 1.30月（現行） → 1.25月				
				改正後	現 行
	段階	評価	配分	成績率	成績率
	最上位	A	10%	支給の都度定める （上限：1.75月）	支給の都度定める （上限：1.80月）
	上位	B	20%		
	中位	C	65%	<u>1.1625月</u>	1.209月
	下位	D	5%	<u>1.1375月</u>	1.183月
最下位	E	<u>0.9125月</u>		0.949月	
管理官職の成績率 別表第2	・勤勉月数 1.20月（現行） → 1.15月				
				改正後	現 行
	段階	評価	配分	成績率	成績率
	最上位	A	10%	支給の都度定める （上限：1.80月）	支給の都度定める （上限：1.80月）
	上位	B	20%		
	中位	C	65%	<u>1.081月</u>	1.128月
	下位	D	5%	<u>1.058月</u>	1.104月
最下位	E	<u>0.851月</u>		0.888月	
係長職の成績率 別表第3	・勤勉月数 1.00月（現行） → 0.95月				
				改正後	現 行
	段階	評価	配分	成績率	成績率
	最上位	A	10%	支給の都度定める （上限：1.50月）	支給の都度定める （上限：1.55月）
	上位	B	20%		
	中位	C	65%	<u>0.9025月</u>	0.95月
	下位	D	5%	<u>0.8930月</u>	0.94月
最下位	E	<u>0.8455月</u>		0.89月	

係長職警部補の成績率 別表第4	<p>・勤勉月数 1.00 月（現行） → 0.95 月</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>改正後</th> <th>現 行</th> </tr> <tr> <th>段階</th> <th>配分</th> <th>成績率</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最上位</td> <td>10%</td> <td rowspan="2">支給の都度定める （上限：1.50月）</td> <td rowspan="2">支給の都度定める （上限：1.55月）</td> </tr> <tr> <td>上位</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td rowspan="2">70%</td> <td><u>0.9025月</u></td> <td>0.95月</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td><u>0.8455月</u></td> <td>0.89月</td> </tr> </tbody> </table>			改正後	現 行	段階	配分	成績率	成績率	最上位	10%	支給の都度定める （上限：1.50月）	支給の都度定める （上限：1.55月）	上位	20%	中位	70%	<u>0.9025月</u>	0.95月	下位	<u>0.8455月</u>	0.89月
		改正後	現 行																			
段階	配分	成績率	成績率																			
最上位	10%	支給の都度定める （上限：1.50月）	支給の都度定める （上限：1.55月）																			
上位	20%																					
中位	70%	<u>0.9025月</u>	0.95月																			
下位		<u>0.8455月</u>	0.89月																			
副主査職等の成績率 別表第5	<p>・勤勉月数 1.00 月（現行） → 0.95 月</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>改正後</th> <th>現 行</th> </tr> <tr> <th>段階</th> <th>配分</th> <th>成績率</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最上位</td> <td>5%</td> <td rowspan="2">支給の都度定める （上限：1.45月）</td> <td rowspan="2">支給の都度定める （上限：1.50月）</td> </tr> <tr> <td>上位</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td rowspan="2">70%</td> <td><u>0.912月</u></td> <td>0.96月</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td><u>0.855月</u></td> <td>0.90月</td> </tr> </tbody> </table>			改正後	現 行	段階	配分	成績率	成績率	最上位	5%	支給の都度定める （上限：1.45月）	支給の都度定める （上限：1.50月）	上位	25%	中位	70%	<u>0.912月</u>	0.96月	下位	<u>0.855月</u>	0.90月
		改正後	現 行																			
段階	配分	成績率	成績率																			
最上位	5%	支給の都度定める （上限：1.45月）	支給の都度定める （上限：1.50月）																			
上位	25%																					
中位	70%	<u>0.912月</u>	0.96月																			
下位		<u>0.855月</u>	0.90月																			
再任用管理職員の成績率 別表第6	<p>・勤勉月数 0.575 月（現行） → 0.55 月</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>改正後</th> <th>現 行</th> </tr> <tr> <th>段階</th> <th>配分</th> <th>成績率</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td> <td>30%</td> <td>支給の都度定める （上限：0.85月）</td> <td>支給の都度定める （上限：0.85月）</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td rowspan="2">70%</td> <td><u>0.517月</u></td> <td>0.5405月</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td><u>0.4895月</u></td> <td>0.51175月</td> </tr> </tbody> </table>			改正後	現 行	段階	配分	成績率	成績率	上位	30%	支給の都度定める （上限：0.85月）	支給の都度定める （上限：0.85月）	中位	70%	<u>0.517月</u>	0.5405月	下位	<u>0.4895月</u>	0.51175月		
		改正後	現 行																			
段階	配分	成績率	成績率																			
上位	30%	支給の都度定める （上限：0.85月）	支給の都度定める （上限：0.85月）																			
中位	70%	<u>0.517月</u>	0.5405月																			
下位		<u>0.4895月</u>	0.51175月																			
再任用係長職の成績率 別表第7	<p>・勤勉月数 0.475 月（現行） → 0.45 月</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>改正後</th> <th>現 行</th> </tr> <tr> <th>段階</th> <th>配分</th> <th>成績率</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td> <td>40%</td> <td>支給の都度定める （上限：0.55月）</td> <td>支給の都度定める （上限：0.60月）</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td rowspan="2">60%</td> <td><u>0.4275月</u></td> <td>0.45125月</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td><u>0.4005月</u></td> <td>0.42275月</td> </tr> </tbody> </table>			改正後	現 行	段階	配分	成績率	成績率	上位	40%	支給の都度定める （上限：0.55月）	支給の都度定める （上限：0.60月）	中位	60%	<u>0.4275月</u>	0.45125月	下位	<u>0.4005月</u>	0.42275月		
		改正後	現 行																			
段階	配分	成績率	成績率																			
上位	40%	支給の都度定める （上限：0.55月）	支給の都度定める （上限：0.60月）																			
中位	60%	<u>0.4275月</u>	0.45125月																			
下位		<u>0.4005月</u>	0.42275月																			
再任用係長職警部補の成績率 別表第8	<p>・勤勉月数 0.475 月（現行） → 0.45 月</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>改正後</th> <th>現 行</th> </tr> <tr> <th>段階</th> <th>配分</th> <th>成績率</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td> <td>40%</td> <td>支給の都度定める （上限：0.55月）</td> <td>支給の都度定める （上限：0.60月）</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td rowspan="2">60%</td> <td><u>0.4275月</u></td> <td>0.45125月</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td><u>0.4005月</u></td> <td>0.42275月</td> </tr> </tbody> </table>			改正後	現 行	段階	配分	成績率	成績率	上位	40%	支給の都度定める （上限：0.55月）	支給の都度定める （上限：0.60月）	中位	60%	<u>0.4275月</u>	0.45125月	下位	<u>0.4005月</u>	0.42275月		
		改正後	現 行																			
段階	配分	成績率	成績率																			
上位	40%	支給の都度定める （上限：0.55月）	支給の都度定める （上限：0.60月）																			
中位	60%	<u>0.4275月</u>	0.45125月																			
下位		<u>0.4005月</u>	0.42275月																			

再任用副主査職等の成績率 別表第9	・ 勤勉月数 0.475月（現行） → 0.45月			
			改正後	現 行
	段階	配分	成績率	成績率
	上位	40%	支給の都度定める （上限：0.55月）	支給の都度定める （上限：0.55月）
	中位	60%	<u>0.432月</u>	0.456月
下位	<u>0.405月</u>		0.4275月	
文 言 整 備 第1～第5 別表第1～別表第9	【文言整備】 ○ 職員の勤勉手当に関する規則の改正に伴う文言整備 ○ 警視庁職員の人事評価に関する規程の新設に伴う文言整備			
附 則	【適用年月日】 平成30年6月に支給する勤勉手当から適用 【経過措置】 平成29年度の人事評価を成績率へ適用するに当たり、平成30年度限りの経過措置として読替えを規定			

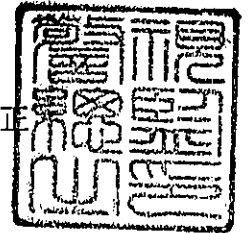


監. 警. 給. 審第 2278 号
平成 30 年 5 月 14 日

東京都人事委員会 殿

警視総監

吉 田 尚



人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

給与制度の改正等に伴い、下記のとおり人事委員会承認事項を改正したいので、職員の勤勉手当に関する規則（昭和 54 年東京都規則第 28 号）第 3 条の 4 第 1 項の規定に基づき申請いたします。

記

1 改正する事項

勤勉手当の成績率に関する運用要綱（平成 8 年 3 月 29 日付 7 人委任第 223 号承認）【別紙】

2 適用年月日

平成 30 年 6 月に支給する勤勉手当から適用する。

「勤勉手当の成績率に関する運用要綱」（平成8年3月29日付7人委任第223号承認）について、下記のとおり改正する。
記

改正案	現行
<p>勤勉手当の成績率に関する運用要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1 この要綱は、職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年東京都規則第28号。以下「規則」という。）第3条の4第1項第2号から第5号まで及び第7号から第9号までの規定に基づき、勤勉手当の成績率の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(対象職員)</p> <p>第2 この要綱の対象となる職員は、警察官及び警察行政職員のうち、規則第3条の4第1項第2号から第5号まで及び第7号から第9号までに掲げる職員である者とする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3 (現行のとおり)</p> <p>(1)から(7)まで (現行のとおり)</p> <p>(8) (現行のとおり)</p> <p>(9) 再任用管理職員 規則第3条の4第1項第7号に掲げる職員である者をいう。</p> <p>(10) 再任用係長職 規則第3条の4第1項第8号に掲げる職員（警察官にあっては警部の階級にある者）である者をいう。</p> <p>(11) 再任用係長職警部補 規則第3条の4第1項第8号に掲げる職員のうち警察官で警部補の階級にある者をいう。</p> <p>(12) 再任用副主査職等 規則第3条の4第1項第9号に掲げる職員である者をいう。</p> <p>(13) 人事評価 警視庁職員の人事評価に関する規程（平成28年9月訓令甲第26号。以下「人事評価規程」という。）等に基づき実施する人事評価をいう。</p> <p>(14) 業績評価 人事評価の実施要領に基づき第一次評価者及び第二次評価者が行う業績評価をいう。</p>	<p>勤勉手当の成績率に関する運用要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1 この要綱は、職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年東京都規則第28号。以下「規則」という。）第3条の4第1項第2号から第8号までの規定に基づき、勤勉手当の成績率の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(対象職員)</p> <p>第2 この要綱の対象となる職員は、警察官及び警察行政職員のうち、規則第3条の4第1項第2号から第8号までに掲げる職員である者とする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3 (略)</p> <p>(1)から(7)まで (略)</p> <p>(8) 勤務評定 警務部長が定める勤務評定実施要領により職員に対して実施される勤務評定をいう。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 再任用管理職員 規則第3条の4第1項第6号に掲げる職員である者をいう。</p> <p>(11) 再任用係長職 規則第3条の4第1項第7号に掲げる職員（警察官にあっては警部の階級にある者）である者をいう。</p> <p>(12) 再任用係長職警部補 規則第3条の4第1項第7号に掲げる職員のうち警察官で警部補の階級にある者をいう。</p> <p>(13) 再任用副主査職等 規則第3条の4第1項第8号に掲げる職員である者をいう。</p>

改正案

現行

(成績率の段階の決定及び割合)

- 第4 成績率は、人事評価規程第9条の規定に基づき作成した人事評価表の評価結果(以下「評価結果」という。)に対応して決定するものとする。
2及び3 (現行のとおり)
4 第1項及び第2項の規定により決定された成績率の段階は、当該人事評価の実施された年度の翌年度に支給する勤勉手当に適用する。

(人事評価がなされない者等の成績率の取扱い)

- 第5 (現行のとおり)
(1) 人事評価の基準日の翌日以降に採用された者(公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号。以下「派遣法」という。)第10条第1項の規定により採用された者で、人事評価がなされたものを除く。) 中位
(2) 人事評価の基準日に初任科学生、警察行政職員初任科学生又は条件付採用期間中である者 中位
(3) 前二号に定めるほか、休職者等で人事評価がなされない者 中位
(4) 前号に定めるほか、人事評価の基準日の翌日以降に上位の階級等に昇任又は下位の階級等に降任し、現に任用されている階級等に対応する人事評価がなされていない者 中位
(5) (現行のとおり)
2 (現行のとおり)
(1) 再任用職員でなかった者で、人事評価の基準日の翌日以降に採用された者(派遣法第10条第1項の規定により採用された者で、再任用職員として人事評価がなされたものを除く。) 中位
(2) 前号に定めるほか、休職者等で人事評価がなされない者 中位
(3) 前号に定めるほか、再任用職員であった者で、人事評価の基準日の翌日以降に上位又は下位の階級等に採用され、現に任用されている階級等に対応する人事評価がなされていない者 中位
(4) (現行のとおり)

第6から第8まで (現行のとおり)

附 則

- 1 この要綱は、平成30年6月に支給する勤勉手当から適用する。
2 平成30年6月及び同年12月に支給する勤勉手当に限り、別表第1中及び別表第2中「評価結果のうち総評(総評の分布率)」については「評価結果」と、「A(10%以内)」については「総評「A」の者」と、「B(30%以内-「A」)」については「総評「B」の者のうち、警務部長が定める者(総評が上位30%以内の者から総評「A」の者を除いた者に限る。)」と、「C(95%以内-「A・B」)」については「総評「B」の者のうち上記以外の者及び総評「C」の者」と、「D)については「総評「D」の者」と、「E)については「総評「E」の者」と読み替える。

(成績率の段階の決定及び割合)

- 第4 成績率は、勤務評定に対応して決定するものとする。
2及び3 (略)
4 勤務評定に基づき決定された成績率の段階は、当該勤務評定の実施された年度の翌年度に支給する勤勉手当に適用する。

(勤務評定がなされない者等の成績率の取扱い)

- 第5 (略)
(1) 勤務評定の基準日の翌日以降に採用された者(公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号。以下「派遣法」という。)第10条第1項の規定により採用された者で、勤務評定がなされたものを除く。) 中位
(2) 勤務評定の基準日に初任科学生、警察行政職員初任科学生又は条件付採用期間中である者 中位
(3) 前二号に定めるほか、休職者等で勤務評定がなされない者 中位
(4) 前号に定めるほか、勤務評定の基準日の翌日以降に上位の階級等に昇任又は下位の階級等に降任し、現に任用されている階級等に対応する勤務評定がなされていない者 中位
(5) (略)
2 (略)
(1) 再任用職員でなかった者で、勤務評定の基準日の翌日以降に採用された者(派遣法第10条第1項の規定により採用された者で、再任用職員として勤務評定がなされたものを除く。) 中位
(2) 前号に定めるほか、休職者等で勤務評定がなされない者 中位
(3) 前号に定めるほか、再任用職員であった者で、勤務評定の基準日の翌日以降に上位又は下位の階級等に採用され、現に任用されている階級等に対応する勤務評定がなされていない者 中位
(4) (略)

第6から第8まで (略)

改正案

現行

別表第1

理事官職の成績率

成績率の段階	評価結果のうち総評 (総評の分布率)	割合
最上位	(10%以内) ^A	支給の都度定める。
上位	(30%以内-「A」) ^B	支給の都度定める。
中位	(95%以内-「A・B」) ^C	10000分の11625
下位	D	10000分の11375
最下位	E	10000分の9125
備考	1 署長及び副署長については「総評」を「最終評価」と読み替えて適用する。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第1

理事官職の成績率

成績率の段階	勤務評定	割合
最上位	A	支給の都度定める。
上位	B	支給の都度定める。
中位	C	10000分の12090
下位	D	10000分の11830
最下位	E	10000分の9490
備考	最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第2

管理官職の成績率

成績率の段階	評価結果のうち総評 (総評の分布率)	割合
最上位	(10%以内) ^A	支給の都度定める。
上位	(30%以内-「A」) ^B	支給の都度定める。
中位	(95%以内-「A・B」) ^C	10000分の10810
下位	D	10000分の10580
最下位	E	10000分の8510
備考	1 副署長については「総評」を「最終評価」と読み替えて適用する。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第2

管理官職の成績率

成績率の段階	勤務評定	割合
最上位	A	支給の都度定める。
上位	B	支給の都度定める。
中位	C	10000分の11280
下位	D	10000分の11040
最下位	E	10000分の8880
備考	最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第3

係長職の成績率

成績率の段階	評価結果のうち総評 (総評の分布率)	割合
最上位	(10%以内) ^A	支給の都度定める。
上位	(30%以内-「A」) ^B	支給の都度定める。
中位	(95%以内-「A・B」) ^C	10000分の9025
下位	D	10000分の8930
最下位	E	10000分の8455
備考	最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第3

係長職の成績率

成績率の段階	勤務評定	割合
最上位	A	支給の都度定める。
上位	B	支給の都度定める。
中位	C	10000分の9500
下位	D	10000分の9400
最下位	E	10000分の8900
備考	最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

改正案

別表第4

係長職警部補の成績率

成績率の段階	基準	割合
最上位	成績率対象者である職員のうち、10%程度の者	支給の都度定める。
上位	成績率対象者である職員のうち、30%程度の者から最上位の職員を除いた者	支給の都度定める。
中位	最上位、上位及び下位以外の者	10000分の9025
下位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の8455
備考	最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第5

副主査職等の成績率

成績率の段階	基準	割合
最上位	成績率対象者である職員のうち、5%程度の者	支給の都度定める。
上位	成績率対象者である職員のうち、30%程度の者から最上位の職員を除いた者	支給の都度定める。
中位	最上位、上位及び下位以外の者	10000分の9120
下位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の8550
備考	最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第6

再任用管理職員の成績率

成績率の段階	基準	割合
上位	成績率対象者である職員のうち、30%程度の者	支給の都度定める。
中位	上位及び下位以外の者	10000分の5170
下位	個評欄の評語がD又はEの者	10000分の4895
備考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

現行

別表第4

係長職警部補の成績率

成績率の段階	基準	割合
最上位	成績率対象者である職員のうち、10%程度の者	支給の都度定める。
上位	成績率対象者である職員のうち、30%程度の者から最上位の職員を除いた者	支給の都度定める。
中位	最上位、上位、下位以外の者	10000分の9500
下位	実績評定欄の評定が甲、乙ともにE評定の者	10000分の8900
備考	最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第5

副主査職等の成績率

成績率の段階	基準	割合
最上位	成績率対象者である職員のうち、5%程度の者	支給の都度定める。
上位	成績率対象者である職員のうち、30%程度の者から最上位の職員を除いた者	支給の都度定める。
中位	最上位、上位、下位以外の者	10000分の9600
下位	実績評定欄の評定が甲、乙ともにE評定の者	10000分の9000
備考	最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第6

再任用管理職員の成績率

成績率の段階	基準	割合
上位	成績率対象者である職員のうち、30%程度の者	支給の都度定める。
中位	上位及び下位以外の者	10000分の5405
下位	個評欄の評定がD又はE評定の者	10000分の5117.5
備考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

改正案

別表第7

再任用係長職の成績率

成績率の段階	基準	割合
上位	成績率対象者である職員のうち、40%程度の者	支給の都度定める。
中位	上位及び下位以外の者	10000分の4275
下位	個評欄の評語がD又はEの者	10000分の4005
備考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第8

再任用係長職警部補の成績率

成績率の段階	基準	割合
上位	成績率対象者である職員のうち、40%程度の者	支給の都度定める。
中位	上位及び下位以外の者	10000分の4275
下位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の4005
備考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第9

再任用副主査職等の成績率

成績率の段階	基準	割合
上位	成績率対象者である職員のうち、40%程度の者	支給の都度定める。
中位	上位及び下位以外の者	10000分の4320
下位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の4050
備考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

現行

別表第7

再任用係長職の成績率

成績率の段階	基準	割合
上位	成績率対象者である職員のうち、40%程度の者	支給の都度定める。
中位	上位及び下位以外の者	10000分の4512.5
下位	個評欄の評定がD又はE評定の者	10000分の4227.5
備考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第8

再任用係長職警部補の成績率

成績率の段階	基準	割合
上位	成績率対象者である職員のうち、40%程度の者	支給の都度定める。
中位	上位及び下位以外の者	10000分の4512.5
下位	実績評定欄の評定が甲、乙ともにE評定の者	10000分の4227.5
備考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第9

再任用副主査職等の成績率

成績率の段階	基準	割合
上位	成績率対象者である職員のうち、40%程度の者	支給の都度定める。
中位	上位及び下位以外の者	10000分の4560
下位	実績評定欄の評定が甲、乙ともにE評定の者	10000分の4275
備考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	